

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

芦屋市長

## 公表日

令和5年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>芦屋市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、プッシュ型給付を行うこととされたことを踏まえ、臨時的な措置として1世帯あたり5万円を給付する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>確認書、申請書等の受理及び支給対象者の審査に関する事務</li><li>支給決定通知等の発送に関する事務</li><li>給付金の支給、給付管理に関する事務</li></ol> <p>&lt;支給対象者&gt;</p> <p>①基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p> <p>（支給対象者①について）</p> <p>所得要件の確認を行い、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対して給付金を支給する。令和4年度分の課税情報を把握していない者については、番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報（課税情報）について情報照会を行う。</p> <p>（支給対象者②について）</p> <p>給付金申請書、収入（所得）見込額の申立書等の届出により、所得要件を満たす世帯に対して給付金を支給する。</p>
③システムの名称	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の100の項</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第2号）第5号</li><li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条</li><li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和3年デジタル庁告示第9号）第5号</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>（情報照会の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の121の項</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和3年デジタル庁・総務省告示第3号）第3号</li></ul> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課臨時給付金等担当
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 臨時給付金等担当 0797-38-2053

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

